

令和 8 年第 2 回市議会（定例会）  
付 議 案 件 綴

（その 1 3）

堺 市 議 会



# 目 次

	頁
議員提出議案第1号	堺市議会委員会条例の一部を改正する条例…………… 3
議員提出議案第2号	イランをめぐる軍事衝突の即時停止を求める決議…………… 7
議員提出議案第3号	議員の“国保逃れ”を許さず、公的医療保険制度の 改善を求める意見書…………… 1 1
議員提出議案第4号	有事や災害に備えるシェルターの設置の法整備を求める 意見書…………… 1 5
議員提出議案第5号	高額療養費制度の限度額引上げ撤回を求める意見書…………… 1 9
議員提出議案第6号	スパイ防止関連法制の法案策定をやめることを求める 意見書…………… 2 3
参考資料	
新旧対照表……………	2 5





## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第1号 堺市議会委員会条例の一部を改正する条例

#### 理由

堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）の一部改正に伴い、常任委員会の所管に係る規定の整備を行うため、本条例案を提案するものである。

## 堺市議会委員会条例の一部を改正する条例

堺市議会委員会条例（昭和35年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「市長公室」を「政策局」に改め、同条第3号中「子ども青少年局」を「子ども青少年局」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



令和8年3月24日

堺市議会議長  
西田浩延様

提出者

堺市議会議員

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

松木 僚  
山崎 光  
加藤 慎平  
兼城 剛  
中野 貴文  
藤井 載子  
伊豆丸 精二  
小野 伸也  
上田 勝人  
木畑 匡司  
札幌 泰一  
上村 秀樹  
池尻 典子  
山代 優子  
田代 和夫  
吉川 敏文  
長谷川 俊英

堺市議会議員

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

萱野 孝 弥  
坂本 千代子  
大西 公彦  
渕上 猛志  
上野 充司  
西川 知己  
信貴 良太  
広田 新一  
西 哲史  
小堀 清次  
的場 慎一  
三宅 達也  
野里 文盛  
大西 耕治  
大宮 健二  
吉川 本恵子  
守

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第2号　イランをめぐる軍事衝突の即時停止を求める決議

### 理由

本市議会の意思を表明するために、本決議案を提案するものである。

## イランをめぐる軍事衝突の即時停止を求める決議

中東地域では、イランをめぐる軍事衝突が発生し、情勢は極めて緊迫している。

2026年3月に始まった軍事衝突は、空爆やミサイル攻撃の応酬へと拡大し、多数の死傷者を出すとともに、地域の平和と安定を大きく揺るがしている。また、ペルシャ湾とオマーン湾を結ぶ世界有数の海上交通の要衝であるホルムズ海峡周辺では軍事的緊張が高まり、タンカー航行の安全が強く懸念されている。同海峡は世界の原油輸送量の約2割が通過する重要な海上交通路であり、紛争の激化は世界のエネルギー供給に重大な影響を及ぼしている。実際に、情勢の悪化に伴い原油価格は急騰し、日本国内においてもガソリン価格や電気・ガス料金などエネルギー価格の上昇を招き、物価高騰を通じて国民生活や地域経済に大きな影響を与えている。

戦争は、一般市民、とりわけ子どもたちの命と未来を奪い、社会に計り知れない悲劇をもたらす。武力による問題解決は決して許されるものではなく、対話と外交による平和的解決こそが求められている。

堺市議会は、すべての人の人権が尊重される社会と、世界の恒久平和の実現を願い、1984年に「世界不戦への平和都市宣言に関する決議」を行った。また、非核三原則の理念を尊重する非核平和宣言都市として、核兵器の廃絶と平和な国際社会の実現を強く訴えてきた。

よって、堺市議会は、当事者およびすべての関係国に対し、イランをめぐる軍事衝突の即時停止を求めるとともに、国連憲章および国際法に基づく対話と外交による平和的解決に向けて、最大限の努力を尽くすことを強く求める。

以上、決議する。

令和8年3月26日

堺市議会



令和8年3月24日

堺市議会議長  
西田浩延様

提出者

堺市議会議員  
同

乾友美  
森田晃一

堺市議会議員  
同

藤本憲  
藤本幸子

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第3号 議員の“国保逃れ”を許さず、公的医療保険制度の改善を求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 議員の“国保逃れ”を許さず、公的医療保険制度の改善を求める意見書

一部の地方議員による“国保逃れ”が問題になっている。これは、国民健康保険料の支払いから逃れるために、一般社団法人の理事などの肩書を得て社会保険に入り、負担を大幅に軽くしていたものである。

議員報酬よりも著しく低額な役員報酬を基準とした保険料しか支払っておらず、議員報酬を基準とした国民健康保険料よりも低額な保険料となっていたもので、社会保険制度を利用した国保逃れの脱法的行為と捉えられるものである。

日本の医療保険制度は、国民皆保険制度となっており、国民の誰もが何らかの公的医療保険制度に加入しなければならない。

その大きな柱の一つとなっているのが、国民健康保険である。基本は市区町村が保険者（運営主体）なので地域保険とされる。

国民健康保険の主な加入者は、自営業・個人事業主、議員などのほか、退職して会社の健康保険を抜けた人、無職・非正規雇用で職域保険の条件を満たさない人、会社員の「扶養」から外れた家族などである。

しかし、応能主義によって本来支払うべき保険料を支払わない人が増えると、その負担は他の被保険者に回り、結果的に保険料の上昇につながる。

よって、本市議会は、下記の事項について国に要望する。

### 記

1. 主要な収入によって医療保険料が定めることのできる国民が納得できる法制度などの整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年3月26日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

—  
—  
—

各宛



令和8年3月24日

堺市議会議長  
西田浩延様

提出者

堺市議会議員  
同  
同  
信貴良太  
池尻秀樹  
山口典子

堺市議会議員  
同  
井関貴史  
野里文盛

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第4号 有事や災害に備えるシェルターの設置の法整備を求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 有事や災害に備えるシェルターの設置の 法整備を求める意見書

昨今の国際情勢は、ウクライナやガザ地区とイスラエル、またベネズエラなどへの米国の突然の攻撃や大統領の逮捕など、世界的な法秩序の崩壊がみられる状況である。我が国に対してもたびたび朝鮮民主主義人民共和国からのミサイルの飛来がある。

このような状況の中、国民保護法では、有事に備えて住民を避難させるための施設を都道府県知事又は政令市の市長が指定することになっており、堺市では、小中学校や体育館、庁舎などが指定されている。しかし、地震や台風のような自然災害の避難所として小中学校の体育館などは適当としても、有事に備えて地下シェルターが整備されるべきであると考ええる。特に原子力発電所を有する我が国のシェルターは、基本的に核シェルターであることが望ましいのは当然のことである。すでに我が国の先島諸島では、有事に備えるための500人規模のシェルターの設置の計画が行われている。これは、基本的に有事になりそうな状況となったときには、県知事と政府とが情報を共有した上で、全島民を旅客機や客船で九州や中国地方に避難させる判断を行うこととなっているが、例えば悪天候時に広域避難の完了までの一定期間、避難誘導に従事する行政職員や避難に遅れる住民等が、要避難地域に留まらざるを得ないことも想定したものである。

しかし、実際にシェルターを建設する際に、現行の建築基準法ではシェルター概念も定義もないことが、シェルター設置の大きな課題となっている。実際に日本核シェルター協会が、つくば市に地下シェルターのモデルを建築する際には、地下シェルターではなく、地下倉庫としてしか建設できなかった。地下倉庫では、実際に人が避難して「居室」として居住することは認められず、シェルターとしての機能は果たせない。また、スイスのような全国民の生命を守るためのシェルターを今から建設するには莫大な費用がかかることから、現在、国は緊急一時避難施設の指定をより一層促進するため、令和3年度から令和7年度までの5年間を集中取組期間として、特に地下施設（地下街・地下駅舎等）の指定を進めているが、例えば堺市の場合は人口80万人の市民に対して、地下施設は地下駅舎4駅、庁舎の地階、地下駐輪場など25か所の合計29か所しか指定されていない。そのため、まったく市民の生命を守るものとなっていない。

シェルター設置の世界各国の状況と比較しても、我が国の状況は大幅に遅れている。これを改善し、しっかりと国民の生命を守る防衛策の一つとしてシェルターの設置を推進することが必要である。そのため国に対し、下記の事項を強く要望する。

### 記

1. シェルター設置のために必要な法改正や法整備を早急に行うこと。
2. 各自治体に有事の際の緊急一時避難施設の増設を義務付け、国による支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月26日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官

—各宛



令和8年3月24日

堺市議会議長  
西田浩延様

提出者

堺市議会議員  
同  
同  
同  
同

上 猛 志  
本 憲  
畑 匡  
田 晃 一  
川 守

堺市議会議員  
同  
同  
同

乾 友 美  
西 哲 史  
小 堀 清 次  
藤 本 幸 子

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第5号 高額療養費制度の限度額引上げ撤回を求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 高額療養費制度の限度額引上げ撤回を求める意見書

厚生労働大臣と財務大臣は昨年12月24日、高額療養費制度の自己負担限度額を引き上げることを決めた。今回の制度見直しは、多数回該当の据え置きや現役世代への年間上限額の新設、年収200万円未満の所得区分での多数回該当の引下げなどで長期療養者に配慮する一方、2026年8月に自己負担限度額を一律引き上げた上で2027年8月には、現在4区分となっている非課税以外の所得区分を12区分に細分化し、限度額をさらに引き上げるものとなっている。

昨年3月に多くの患者・国民の強い批判を受けて石破政権が高額療養費の限度額引上げを凍結した。しかし、わずか1年で高市政権は凍結を解除し、限度額引上げを決めたことに、「当事者の声を聞くということだったが、文字通り聞いただけだったのか」と怒りの声が急速に広がっている。

物価高騰で実質賃金が低下し、高額療養費制度を利用せざるを得ない重症疾患を持つ患者の家計は医療費負担で逼迫している。また、高額療養費制度を利用する患者は、病気で事業の休業や就労制限を余儀なくされており、所得が減少する中、貯蓄を取り崩す等で何とか治療費を捻出している状況にある。全国保険医団体連合会が緊急で行った患者影響調査でも、現行の限度額でも高すぎて利用できない状況にあり、さらなる上限引上げで治療中断に追い込まれる患者が増えることになりかねない。

大臣合意では、年1回から3回、制度を利用する人の限度額引上げ対象は660万人と、全利用者821万人の8割に及ぶこととなる。また、全ての所得区分で負担増となり、1回から3回までの限度額が引き上げられると月ごとの医療費が限度額に到達しなくなり、多数回該当も適用外となる患者が生じることも懸念され、長期療養者にとっても重い負担になる。

本市議会は、政府に対し、当事者の声に真摯に耳を傾け、高額療養費制度の限度額引上げを撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月26日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

各宛



令和8年3月24日

堺市議会議長  
西田浩延様

提出者

堺市議会議員  
同

乾友美  
森田晃一

堺市議会議員  
同

藤本憲  
藤本幸子

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第6号　スパイ防止関連法制の法案策定をやめることを求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## スパイ防止関連法制の法案策定をやめることを求める意見書

自由民主党と日本維新の会による連立政権合意では、スパイ防止関連法制について「令和7年に検討を開始し、速やかに法案を策定し成立させる」と明記し、第219回臨時国会において、高市首相は、政権合意に基づき早急に検討を進めると答弁している。その理由として、我が国ではスパイ活動がしやすい、いわゆるスパイ天国であるとしてそれらの活動を取り締まる法律の必要性が主張されている。しかし、先の石破政権では「政府として、情報収集・分析体制の充実強化、違法行為の取締りの徹底等に取り組んでいる。（中略）スパイ活動は事実上野放しで抑止力が全くない国家であるとは考えていない」とする答弁書を2025年8月15日に閣議決定している。

過去に政府が提出したスパイ防止法案では、外交・防衛に関わる国家秘密を外国に漏らした者に死刑など厳罰を科す内容であった。しかし、何が国家秘密にあたるのか、何をもって情報を漏らしたとみなすのか、政府が恣意的に判断することが可能であり、報道・調査や日常会話に至るまで監視対象となりえる現代の治安維持法とも言えるもので、同法案は国民的な反対世論の高まりの中で廃案になった経緯がある。また、本市議会としても、1985年9月27日に「「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」に反対する決議」が可決されている。

連立政権合意は、内閣情報調査室を格上げした国家情報局や米国のCIAに倣った対外情報庁の創設を明記し、諸外国と同水準のスパイ防止法を掲げ、死刑など重罰化を求めている。何がスパイかも分からないまま死刑を科す法律ができれば、法律の拡大解釈により監視、尾行、情報収集を行う強大な権限を公安警察に与えることにつながり、プライバシーの侵害が当たり前の恐ろしい社会になる可能性がある。

よって、本市議会は、国においては、憲法が保障する国民主権、民主主義を堅持し、現代の治安維持法ともいべきスパイ防止関連法制の法案策定を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年3月26日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
内閣官房長官

各宛



参考資料

## 新旧对照表



堺市議会委員会条例（昭和35年条例第17号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務財政委員会 8人</p> <p>ア <u>市長公室</u>、ICTイノベーション推進室、泉北ニューデザイン推進室、総務局及び財政局の所管に属する事項</p> <p>イ～エ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 健康福祉委員会 8人</p> <p>健康福祉局及び<u>子ども青少年局</u>の所管に属する事項</p> <p>(4)～(6) （略）</p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務財政委員会 8人</p> <p>ア <u>政策局</u>、ICTイノベーション推進室、泉北ニューデザイン推進室、総務局及び財政局の所管に属する事項</p> <p>イ～エ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 健康福祉委員会 8人</p> <p>健康福祉局及び<u>こども青少年局</u>の所管に属する事項</p> <p>(4)～(6) （略）</p>

令和8年第2回市議会(定例会)付議案件綴(その13)

---

令和8年3月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

---

堺市配架資料番号  
1-B2-25-0036